

介護老人福祉施設 久万の里新館(個室) 利用料金表

【1割負担】

介護度	負担限度区分	サービス利用料金	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	精神科を担当する医師に係る加算	サービス体制強化加算Ⅰ	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	排せつ支援加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	協力医療機関連携加算	食費 （日額）	居住費 （日額）	利用料金 （31日）
要介護1	1段階	1日 670	1日 6	1日 27	1日 5	1日 22	1月 3	1月 10	1月 50	1月 50	300	880	68,420
	2段階										390	880	71,210
	3段階①										650	1,370	94,460
	3段階②										1,360	1,370	116,470
	4段階（非該当）										1,445	2,066	140,681
要介護2	1段階	1日 740									300	880	71,458
	2段階										390	880	74,248
	3段階①										650	1,370	97,498
	3段階②										1,360	1,370	119,508
	4段階（非該当）										1,445	2,066	143,719
要介護3	1段階	1日 815									300	880	74,713
	2段階										390	880	77,503
	3段階①										650	1,370	100,753
	3段階②										1,360	1,370	122,763
	4段階（非該当）										1,445	2,066	146,974
要介護4	1段階	1日 886									300	880	77,795
	2段階										390	880	80,585
	3段階①										650	1,370	103,835
	3段階②										1,360	1,370	125,845
	4段階（非該当）										1,445	2,066	150,056
要介護5	1段階	1日 955									300	880	80,789
	2段階										390	880	83,579
	3段階①										650	1,370	106,829
	3段階②										1,360	1,370	128,839
	4段階（非該当）										1,445	2,066	153,050

【2割負担】

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人の

介護度	負担限度区分	サービス利用料金	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	精神科を担当する医師に係る加算	サービス体制強化加算Ⅰ	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	排せつ支援加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	協力医療機関連携加算	食費(日額)	居住費(日額)	利用料金(31日)
1	4段階(非該当)	1,340	1日 12	1日 54	1日 10	1日 44	1月 6	1月 20	1月 100	1月 100	1,445	2,066	172,521
2		1,480											178,597
3		1,630											185,107
4		1,772											191,270
5		1,910											197,259

【3割負担】

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人の

介護度	負担限度区分	サービス利用料金	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	精神科を担当する医師に係る加算	サービス体制強化加算Ⅰ	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	排せつ支援加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	協力医療機関連携加算	食費(日額)	居住費(日額)	利用料金(31日)
1	4段階(非該当)	2,010	1日 18	1日 81	1日 15	1日 66	1月 9	1月 30	1月 150	1月 150	1,445	2,066	204,362
2		2,220											213,476
3		2,445											223,241
4		2,658											232,485
5		2,865											241,469

※上記利用料金は令和7年4月1日現在のもので、介護報酬の改定等で変更になることがあります。

(注1) 上記利用料金には、基本報酬と加算に介護職員等処遇改善加算14%を上乗せして算定しております。

(注2) 算定要件を満たしていない加算については、上記利用料金より差し引かせていただきます。

(注3) 医療費や薬剤費、日用品等を購入された場合は別料金となります。

居住費・食費の負担額について、低所得の方を対象に、その費用を軽減する制度です。

介護保険負担限度額認定申請証を保険者(市・町)に提出することにより負担限度区分(第1～4段階(非該当))が認定されます。

サービスを利用する際に、負担限度額認定証を必ず施設に提示してください。